

慶應義塾法科大学院について

(<https://www.ls.keio.ac.jp/>)

本講座の講師が教鞭をとる慶應義塾大学大学院法務研究科は、「先端性」「学際性」「国際性」を教育理念とし、21世紀の法曹界の先導者の養成を教育目標として2004年に誕生した法科大学院です。すでに、慶應義塾大学三田キャンパスにおいて、法律家のマインドとスキルを学んだ多くの修了生たちが、新時代をになう法曹として社会で活躍しています。同研究科の2024年司法試験結果は、最終合格者数146名、最終合格率(合格者/受験者)は59.35%で、いずれも全国第1位となりました。

なお、慶應義塾大学法学部から法務研究科への円滑な接続を図るため、2022年4月入学者の入学選考より、新たに2種類の特別選抜入試制度が設けられています。

慶應大阪シティキャンパス

慶應義塾大学主催 法科大学院教員による 法律学講座2024

変わる家族と不動産 —人口減少・高齢社会の将来展望—

日本社会がかつて経験したことのない人口減少と高齢化が進む中、所有者が管理できなくなった土地・建物が増加し、その一部は所有者不明の状態となり、管理・利用が困難な場合も生じています。こうした事態に対処し、また予防すべく、民法・不動産登記法の改正および相続土地国庫帰属法の制定が行われ、その活用状況が注目されています。一方、日本社会の変容は、婚姻・離婚、親子関係という最も基本的な人間関係の規律にも及び、嫡出推定制度の見直し、再婚禁止期間の廃止、離婚後の父母の共同親権の導入、養育費の確保などに関する民法改正も行われました。私たちにとって最も身近な家族や不動産についての法改革を通じ、将来の日本社会のあり様をどのように展望することができるのか、考えてみたいと思います。

講座開催概要 (全3回)

【開催方法】 オンライン (Zoom) および慶應大阪シティキャンパス会場
(会場定員50名程度)

- 講演当日は、講演者をご参加者様のご質問にお答えします。
- 毎回講演終了後、受講者向けに見逃し配信(期間限定)を予定しています。
- 小型のもので結構ですので、各自「六法」をご準備ください。
会場では簡易版六法のご用意があります。

【申込方法・締切】 Web申込、各回開催日直前の火曜日まで。

【受講料】 1講演 各1,500円(税込み)

【開催日時】 2025年1月25日(土)、2月23日(日)、3月29日(土)
14:00 ~ 16:00

詳細・申込はこちらから
(慶應大阪シティキャンパスホームページ)



ガクモンノススメ

www.keio.ac.jp/ja/gakumon150

慶應義塾大学 法科大学院教員による 法律学講座 2024年度



変わる家族と不動産 —人口減少・高齢社会の将来展望—

[会場・お問い合わせ]



慶應大阪シティキャンパス (KOCC)

〒530-0011

大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪

ナレッジキャピタル 北館タワーC 10階

<https://www.korc.keio.ac.jp/>

E-mail keiokorc@info.keio.ac.jp

Tel 06-6359-5547

変わる家族と不動産 —人口減少・高齢社会の将来展望—



第1回 2025年1月25日(土)
14:00~16:00

「相続登記申請の義務化と 相続土地国庫帰属制度の創設」

所有者不明土地の発生を予防するために、不動産登記法が改正され、相続によって不動産所有権を取得した場合は、登記申請が義務づけられました。また、相続土地国庫帰属法の制定により、相続等によって土地の所有権を取得した場合に、一定要件の下で、国庫に帰属させ、土地所有権を手放すことが可能になりました。これらの制度の目的、具体的な要件、運用状況、見込まれる効果、今後の課題などについて、日本の土地所有権制度の発展経緯を踏まえて、検討します。



松尾 弘

慶應義塾大学大学院
法務研究科教授

1985年慶應義塾大学法学部卒業。
横浜市立大学商学部助教授、横浜国立大学大学院
国際社会科学部研究科教授を経て、2003年、慶應義
塾大学教授。専門は民法、開発法学。
主な著作として、『民法』（慶應義塾大学出版会）、
『開発法学の基礎理論』（勁草書房）、『土地所有を
考える』（日本評論社。不動産協会賞）など。
社会活動として、ベトナム、ラオス、ネパール等、
アジア諸国の民法整備支援、社会資本整備審議会
委員（公共用地分科会長）など。

第2回 2025年2月23日(日)
14:00~16:00

「所有者不明土地・建物および 管理不全土地・建物の管理制度の創設」

所有者またはその所在が不明な土地・建物を適正に管理するために、所有者不明土地・建物管理制度が設けられました。さらに、たとえ所有者が判明していても、その管理が不相当であるために他人の権利を侵害し、またはそのおそれがある土地・建物を管理するための管理不全土地・建物管理制度も創設されました。これらの制度は、土地・建物の所有権を一定範囲で制限することを意味しますが、従来の関連制度に比べ、どのようなメリットをもっているか、その活用の可能性、問題になりうる点について、検討します。



高 秀成

慶應義塾大学大学院
法務研究科教授

2004年慶應義塾大学法学部退学（同年法務研究科
に飛び入学）。
2007年慶應義塾大学法務研究科修了。
2013年慶應義塾大学法学研究科後期博士課程単位
取得退学。
弁護士業務従事後、慶應義塾大学法務研究科助教、
金沢大学人間社会学域法学系准教授、大阪大学大
学院法学研究科准教授を経て現在、慶應義塾大学
法務研究科教授。

第3回 2025年3月29日(土)
14:00~16:00

「婚姻・離婚および親子関係に関する 近時の民法改正」

令和4年民法等の一部改正により、嫡出推定制度の見直し、女性の再婚禁止期間の廃止、親権者の未成年者に対する懲戒権の見直しなどが行われました。また、令和6年民法等の一部改正により、父母が離婚した場合の子の利益を確保するために、離婚後の父母の共同親権を可能とするほか、子の養育費を確保するための措置、子との面会交流などについても見直しが行われました。家族のあり様が変わりつつある中で、子の利益を保護し、親子の関係をどのように規律することが求められているかについて、検討します。



西 希代子

慶應義塾大学大学院
法務研究科教授

東京大学法学部卒業・博士（法学・東京大学）。
上智大学法学部専任講師、同准教授（法科大学院
兼任）等を経て、現在、慶應義塾大学法科大学院
教授。
「遺留分制度の再検討（1）～（10）完」（法学協会
雑誌）により、第20回尾中郁夫学術奨励賞受賞。
近年は、先端科学技術の利用によって生じる法的
問題の検討、高齢者法の開拓等にも取り組んでいる。

【開催方法】 オンライン（Zoom）および慶應大阪シティキャンパス会場
（会場定員50名程度）

- 講演当日は、講演者をご参加者様のご質問にお答えします。
- 小型のもので結構ですので、各自「六法」をご準備ください。
会場では簡易版六法のご用意があります。

【申込方法・締切】 Web申込、各回開催日直前の火曜日まで。

【受講料】 1講演 各1,500円（税込）

※毎回講演終了後、受講者向けに
見逃し配信（期間限定）を予定しています。

詳細・申込はこちらから
（慶應大阪シティキャンパスホームページ）

